

特定事業計画の検討

1. 特定事業計画とは

バリアフリー法では、基本構想の特定事業に位置づけられた特定事業者は、基本構想に基づく具体的な事業計画（特定事業計画）を作成したうえで、それぞれ事業を実施することとなっています。

そこで、基本構想の実現に向けて、池袋駅地区で定めた特定事業について、各施設設置管理者の特定事業計画を区で取りまとめ、今後の進捗管理にも活用していきます。

2. 特定事業計画に定める事項

バリアフリー法では、特定事業計画において、基本構想で定めた特定事業をより具体化し、事業内容（具体的な位置・区間・箇所数・延長など）、実施期間や事業の実施に際し配慮すべき重要事項（他関係機関との調整事項など）を示すことと定められています。

●公共交通特定事業（法 28 条）

- 1 公共交通特定事業を実施する特定旅客施設又は特定車両
- 2 公共交通特定事業の内容
- 3 公共交通特定事業の実施予定期間並びにその実施に必要な資金の額及びその調達方法
- 4 その他公共交通特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項

●道路特定事業（法 31 条）

- 1 道路特定事業を実施する道路の区間
- 2 前号の道路の区間ごとに実施すべき道路特定事業の内容及び実施予定期間
- 3 その他道路特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項

●路外駐車場特定事業（法 33 条）

- 1 路外駐車場特定事業を実施する特定路外駐車場
- 2 路外駐車場特定事業の内容及び実施予定期間
- 3 その他路外駐車場特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項

●都市公園特定事業（法 34 条）

- 1 都市公園特定事業を実施する都市公園
- 2 都市公園特定事業の内容及び実施予定期間
- 3 その他都市公園特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項

●建築物特定事業（法 35 条）

- 1 建築物特定事業を実施する特定建築物
- 2 建築物特定事業の内容
- 3 建築物特定事業の実施予定期間並びにその実施に必要な資金の額及びその調達方法
- 4 その他建築物特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項

●交通安全特定事業（法 36 条）

- 1 交通安全特定事業を実施する道路の区間
- 2 前号の道路の区間ごとに実施すべき交通安全特定事業の内容及び実施予定期間
- 3 その他交通安全特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項

3. 検討の進め方

特定事業計画の作成にあたり、基本構想に定めた特定事業に基づき区でフォーマットを作成し、各施設設置管理者に特定事業計画の検討を依頼しました。回答を基に、各施設設置管理者と計画内容の調整を行い、全ての特定事業について、より具体的な実施内容を把握し、今後の進捗管理が可能な調書として取りまとめています。

検討の進め方及び調整・進捗管理に用いる特定事業計画のフォーマットを以下に示します。

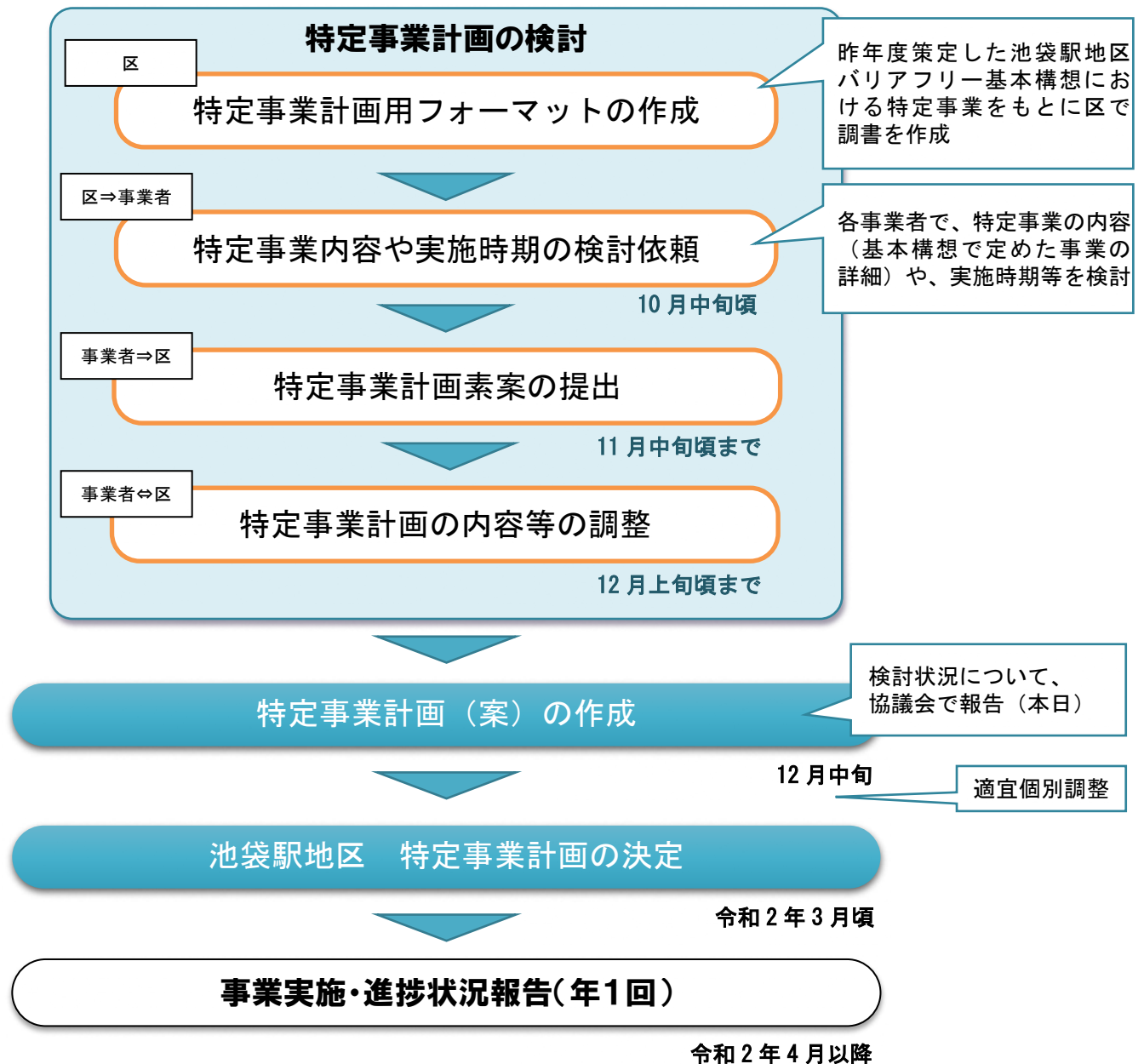


図 特定事業計画の検討の進め方

水色の点線の枠内について各施設設置管理者と調整を実施

I. 公共交通特定事業
A. 鉄道事業者
1) (株)△△△

基本構想の実施時期凡例

短期	2年以内(2020年度まで)に実施する
中期	5年以内に実施する
長期	関係者との協議・調整により、十分な事業内容の検討が必要機会をみて整備を検討する
継続	時期を問わず、事業期間を通して継続的に取り組む

特定事業計画の具体的な実施期間凡例

予定実施期間
継続的に実施するもの(期間全体を塗りつぶす)
実施時期未定 (進捗管理の中で、実施時期が定まった段階で設定する)

基本構想 ページ	▲▲	対象施設	○○○○	事業主体	(株)△△△														
基本構想(H31.4)で定めた事項(変更不可)				特定事業計画												R1年度末 実施状況	特記事項(実施に向けた課題・現在の点等)		
No	項目	特定事業	基本構想で定めた実施時期				事業の具体的な内容 (場所・規模・数量・方法等)	具体的な実施期間											
			短期	中期	長期	継続		R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10~		
①	サイン等の案内誘導	池袋ターミナル案内サインガイドラインに基づき、サインを改善する。	●				ガイドラインに基づき、天吊り位置サインをR1~R2年度に20箇所改修する。											実施中	改札前の全体案内図についてはR5年を目途に改修に向けて検討する。
②	聴覚障害者等対応	聴覚障害者の緊急時のコミュニケーションのため、人的対応の充実に努める。				●	券売機やトイレ、インターフォン等の聴覚障害者による呼出時における駆け付け対応をマニュアル化する。各職員が筆談具を携行する。											継続実施	改札口においては、モニターでの遠隔対応を含め、手話による対応が可能な体制を検討する。
③	垂直移動設備	各ホームへのエレベーターの設置、もしくは、関係者との連携により東口への初終電対応エレベーターの新設を検討する			●		東口側○○前に15人乗りエレベーター1台の設置を検討する。											未着手	エレベーターの設置可能箇所については、○○社との調整を進める。
④	人的対応・心のバリアフリー	多様な利用者への適切な対応について職員研修等の実施				●	毎年度4月に職員研修を実施。											継続実施	平成31年3月現在、サービス介助士取得者○○名
特定事業の実施に必要な資金の額及び調達方法							ハード事業の実施については、事業実施の前年度に予算調整のもと調達を行います。												
その他、実施に際し配慮すべき事項、特定事業に関する事項、参考写真等							写真												

「池袋駅地区バリアフリー基本構想(平成31年4月改定)」の事業内容を記載しています。
※この欄は修正・追記不可

事業実施状況がわかる写真があればご提供ください。
また、事業の実施箇所の詳細がわかる図面等があれば添付してください。

- ※1 詳細な事業内容 : 基本構想の事業内容に加え、具体的な実施場所、事業を実施する具体的な数量(道路の場合は区間や距離)、対応方法など詳細な事業内容について赤字でご記入ください。
- ※2 実施期間 : 基本構想の実施時期に合わせて、上記の「特定事業計画の具体的な実施期間凡例」に従い、実施期間の欄を塗りつぶしてください。
- ※3 実施状況 : R1年度末実施状況(想定)について、該当する項目(未着手、実施中、完了、継続実施、その他)を選択してください。
- ※4 特記事項 : 事業の実施に向けた課題や、現在の検討状況をご記入ください。
また、基本構想策定時から特定事業内容等に変更があれば、変更理由や代替策等について具体的にご記入ください。
- ※5 資金調達 : 公共交通特定事業および建築物特定事業については、事業実施のための予算確保の予定について、可能な範囲でご記入ください。

図 特定事業計画作成依頼に用いたフォーマット記入例